

令和7年7月16日

愛媛地方最低賃金審議会第1回小委員会の開催について

標記の審議会を下記1から3のとおり開催します。
傍聴を希望される方は下記5の申込要領によりお申込みください。

記

1 開催日時

令和7年7月24日 (木) 午後1時30分から

2 開催場所

松山若草合同庁舎 7階共用大会議室 (松山市若草町4-3)

3 議 題

- (1) 委員長及び委員長代理の選出について
- (2) 会議の公開について
- (3) 愛媛県特定最低賃金の改正決定の必要性について
- (4) その他

4 傍聴定員

6名

5 申込要領

- (1) 傍聴希望者は、傍聴希望の旨を記載し、審議会等の開催日、傍聴希望者ごとに住所、氏名、電話番号及び所属（勤務先等）を御記入の上、ご持参もしくは郵送にて次の宛先までお申込みください。
なお、申込締切日は、令和7年7月23日（水）午後5時（必着）です。

宛先： 〒790-8538

松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎5階
愛媛労働局労働基準部賃金室 宛

- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い定員になり次第終了します。

傍聴できない方には、令和7年7月23日（水）午後5時30分 までに
審議会事務局から電話によりその旨を連絡いたします。
傍聴できる方には、特段の連絡はいたしません。

- (3) 傍聴される方は、当日、審議会の開始5分前までにお越しいただき、受付を済ませてください。審議会等の開始後の入場はできませんので御注意ください。
なお、事前に申込みいただいた御本人であることを確認させていただく場合がございますので、当日は御本人であることが分かるものを御持参ください。

6 その他

- (1) 傍聴される場合には、別紙「留意事項」を厳守してください。
- (2) 車椅子をお使いになられる方は、その旨お申込みの際にお書き添えください。
また、介助の方がいらっしゃる場合は、その方の氏名、住所も併せてお書き添えください。

<<問合せ先>>愛媛労働局労働基準部賃金室 Tel 089-935-5205

傍聴される皆様への留意事項

- 1 専門部会及び小委員会は、公労使三者が揃って議論を行う場についての傍聴は可能ですが、公益委員及び労働者側委員又は公益委員及び使用者側委員で個別に協議を行う場など、公労使三者が揃っていない場については傍聴ができません。
個別の協議等が始まる前に審議会場より御退出いただきますようお願いいたします。
- 2 事務局の指示した傍聴席に着席してください。
- 3 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 4 写真撮影、ビデオ撮影、録音することはできません。
- 5 携帯電話等音の出る機器については、電源を切るか、マナーモードに設定してください。
- 6 服装を整えて会場に入ってください。はちまき、ゼッケン、腕章等は着用しないでください。
- 7 危険な物、旗、ヘルメット、ビラ、プラカード等は持ち込まないでください。
- 8 静粛を旨とし、意見を表明するなどの審議の妨害になるような行為はしないでください。
- 9 審議会委員等の言論に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
また、会議開始前後の審議会委員等への要請、陳情等はお控えください。
- 10 飲食はしないでください。
- 11 傍聴中の入退室はやむを得ない場合のみとします。
- 12 酒気を帯びている方、その他秩序を乱す恐れがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
- 13 会場及び建物の警備上の理由により身分証をご提示いただくことがあります。
- 14 その他、審議会等の長及び愛媛地方最低賃金審議会事務局職員の指示に従ってください。
- 15 なお、以下の事項について御協力をお願いいたします。
 - 当日は、手洗い、咳エチケット、マスク着用等の一般感染対策への御協力をお願いいたします。
 - 消毒用アルコールを設置していますので手指の消毒に御利用ください。
 - その他、厚生労働省の「新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の対応について」を参考にしてください。

なお、これらの事項に反する行為を行う場合には、注意を喚起し、なおこれに従わないときは退場していただく場合があります。

愛媛地方最低賃金審議会